



ヘラマツバボタン

吉田 経理 だより

編集 発行人

吉田 敏由紀

〒955-0055
三条市塚野目4-15-28
TEL 0256(32)5002
FAX 0256(33)0296

9月の税務と労務

国 税	8月分源泉所得税の納付	9月10日
国 税	7月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)	9月30日
国 税	1月決算法人の中間申告	9月30日
国 税	10月、1月、4月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合)	9月30日

9月

(長月) September

20日・敬老の日 23日・秋分の日

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

ワン
ポイント

法人税の実効税率 法人所得に対する税負担割合。法人税30%と地方税の法人事業税9.6%、法人住民税(法人税率×17.3%)の合計ですが、法人事業税は損金算入されるため調整(109.6%で割る)され、実効税率は40.87%。ただし、中小企業は軽減税率の適用があり、また、地方税の税率は地方自治体により異なります。

日照が阻害された 社宅の評価損

Q 当社が社宅として、その一室を所有しているマンションの隣に、高層の建物が新たに建築され、日照が阻害されてしまいました。その後、当社所有のその社宅に隣接する一室(間取りなどが当該社宅と同一)が売却されましたが、その価額が当社の帳簿価額より2割も安いものでした。

当社は従来通りその部屋を社宅として使用していますが、このような場合、当社の社宅について隣室の売却価額までの評価損の計上は認められるでしょうか。

A 法人が資産の評価換えをして帳簿価額を減額した場合には、原則としてその減額した金額は損金の額に算入されません。

ただし、固定資産においては次のような

特定の事実が生じ、損金経理により帳簿価額を減額したときは、例外的に、時価までの評価損の損金算入が認められます。

- ① その資産が災害により著しく損傷したこと
- ② その資産が1年以上にわたり遊休状態にあること
- ③ その資産が本来の用途に使用することができないため他の用途に転用されたこと
- ④ その資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと
- ⑤ ①から④までに準ずる特別の事実

ご質問の場合は、隣室の売買価額が社宅の簿価に比べて低いことを根拠にして、評価損の計上を検討しています。しかし、社宅を従来どおり使用していることや、時価の低下の程度からみても、その所在する場所の状況が著しく変化したとはいえません。したがって、上記の④には該当せず、また、それ以外の項目にも該当しませんので、評価損の計上は認められません。

相続開始前3年以内の贈与

相続や遺贈によって財産を取得した人が、相続開始前3年以内に被相続人から財産を贈与で取得したことがある場合、贈与された財産の価額を相続税の課税価格に加算して、相続税の総額や各相続人の税額を計算することになっています。

この場合の「3年以内」とは、相続開始の日からさかのぼって3年目の同じ日以降をいいます。

例えば、被相続人が平成22年8月3日に死亡した場合、平成19年8月3日が3年前の応当日となりますので、その日以降の贈与が加算の対象になります。

なお、相続税の課税価格に加算される価額は、贈与時の価額です。

贈与時の評価額が800万円だった不動産が、相続時に900万円になっていても、課税価格には800万円が加算されることになります。

カーテンは消耗品か固定資産か

一枚の価額が一〇万円未満のカーテンを数枚購入した場合に、それが消耗品となるのか、固定資産となるのかで判断に迷うことがあると思います。この場合、カーテンは一枚だけで機能するものではなく、一つの部屋で数枚が組み合わされてはじめて、その機能を発揮するものと考えられます。したがって、カーテンの取得

価額は、部屋ごとに購入した金額で判断することになります。一部屋分のカーテンの購入金額が一〇万円未満なら消耗品として損金経理すれば、その事業年度の損金の額に算入されます。一〇万円以上二〇万円未満の場合は一括償却資産とすることができ、二〇万円以上の場合「器具及び備品」に計上し、その耐用年数は三年となります。

グループ法人税制



十二年十月一日から適用
されます。

企業グループを対象とした法
制度や会計制度が定着しつつあ
る中、税制においても持株会社
制のような法人の組織形態の多
様化に対応するとともに、課税
の中立性や公平性等を確保する
必要が生じていることから、資
本に係る取引等にかかる税
制の見直しが行われています。

1 見直し事項

- ① 一〇〇％グループ内の法
人間の譲渡取引の損益の繰
延べ
- ② 一〇〇％グループ内の法
人間の寄附
- ③ 一〇〇％グループ内の法
人間の現物分配

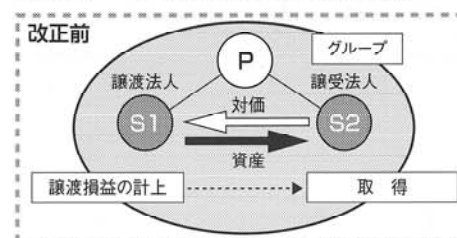
- ④ 一〇〇％グループ内の法
人からの受取配当等の益金
不算入
 - ⑤ 一〇〇％グループ内の法
人の株式の発行法人への譲
渡に係る損益
 - ⑥ 法人の一〇〇％子法人
に対する中小企業向け特例
措置の適用の見直し
 - ⑦ 連結子法人の連結開始前
欠損金の持込制限の見直し
 - ⑧ 連結納税制度の整備
 - ⑨ 清算所得課税
 - ⑩ その他の整備
- (注) 前記の改正は、④・
⑥・⑦及び⑩(負債利子
控除額計算の簡便法に係
る部分)を除き、平成二

2 主な見直し項目

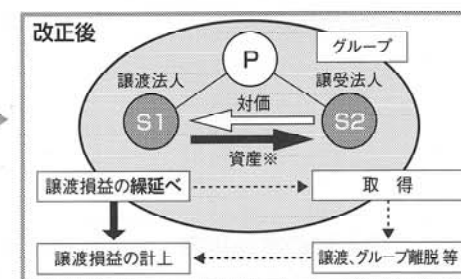
- (1) 一〇〇％グループ内の法人
間の譲渡取引の損益の繰延べ
グループ内法人間で資産の移
転があった場合には、その時点
では資産の譲渡損益に対する課
税は繰り延べられ、①グループ
の外にその資産が移転した時、
②グループ内の法人に移転され
た資産が再びグループ内の法人
に移転された時、③移転した法
人あるいは移転を受けた法人が
グループから離脱した時等に、
それぞれ譲渡損益の課税が行わ
れます。

図表1

資産のグループ内取引により生ずる譲渡損益



(P) = 親会社 (S) = 子会社



※ 棚卸資産、帳簿価額1,000万円未満の資産等は対象外



対象となる資産(「譲渡損益調
整資産」は、固定資産、土地等、
有価証券、金銭債権、繰延資産
です。棚卸資産(土地を除く)
のほか、売買目的有価証券と移
転直前の帳簿価額が一千万円未
満の資産は除外されます。
この制度は、改正前の連結納
税制度に規定されていたもので
すが、今後は連結納税を選択し
ているかどうかに関わりなく、
すべての一〇〇％所有関係にあ
る内国法人グループに適用され
ます。

会社決算では、譲渡等による
損益が計上されますが、法人税
の申告に際しては、譲渡益相当
額を損金算入し、譲渡損相当額
を益金算入して差し引き「0」
とします。

例えば、①グループ内の内国
法人A社が簿価五千万円の土地
を同じグループ内の法人B社に
二億円で購入した場合、A社は
一億五千万円の土地譲渡益とな
りますが、法人税申告書別表四
で「グループ内取引調整額減算」
等として一億五千万円を減算
(留保) します。

②土地を譲り受けたB社は土
地を二億円で資産計上していま
すから税務上の調整はありません。

③その資産がグループ外に移
転した場合等には、移転させた
法人が譲渡損益を計上しますが、
その時点で、繰り延べられてい
たA社の譲渡益が実現します。

B社が二億円で取得した土地
を二億五千万円でグループ外の
法人に譲渡したとすると、B社
は五千万円の譲渡益が生じ、こ
の時点で、A社は、法人税申告
書別表四で「グループ内取引調
整額加算」等として一億五千万
円を加算(留保) します。

このようにA社は、B社が譲
渡した時点で、法人税の申告に
より譲渡益を計上することにな
りますから、B社が譲渡したと
いう情報がA社に正確に伝わら
ないと、A社の法人税の申告か
ら譲渡益相当額が漏れてしまう
ことにもなりかねません。

グループ内法人間で譲渡損益
調整資産を譲渡した場合に、お
ける課税繰延制度の導入に当たり、
譲渡法人と譲受法人が互いに一
定の内容を通知しなければなら
ないこととされています。

(2) 大法人の一〇〇％子法人へ
の中小企業向け特例措置の適
用の見直し

大法人の一〇〇％子法人であ
る中小法人は、それ以外の中小
法人と資金調達能力など経営実
態が異なることから、中小企業
向け特例措置(資本金の額が一
億円以下の法人に係る図表2の
制度)については、資本金の額
が五億円以上の法人又は相互会
社等の一〇〇％子法人には適用
されなくなります。

この改正は、平成二十二年四
月一日以後開始する事業年度か
ら適用されます。

図表2

(中小企業向け特例措置) 軽減税率/貸倒引当金の法定繰入率/欠損金の繰戻しによる還付制度
特定同族会社の特別税率の不適用/交際費等の損金不算入制度における金額控除制度

